

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町税条例の一部を改正する条例

利根町税条例（昭和39年利根町条例第83号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「，個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「，」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「，第63条又は第64条」を「又は第63条」に，「，第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項を削り、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 15 条の 2 を削る。

附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改め、同条を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 44 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車」が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(2)中「3,900 円」

とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の利根町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の利根町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき利根町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の利根町税条例附則第15条の2及び第15条

の 6 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 1 5 条の 2 第 4 項の規定は，附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し，同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 1 6 条の規定は，令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。